

令和4年度 第1回

中標津町空家等対策協議会

日 時：令和4年6月23日（木）
午後1時30分～

場 所：中標津町役場 3階 301会議室

会議次第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 挨拶 中標津町 副町長 遠藤俊勝

4 委員・事務局の紹介

5 会長、副会長の選出

中標津町空家等対策協議会 会 長
副会長

6 会長挨拶

中標津町空家等対策協議会 会 長

7 議 事

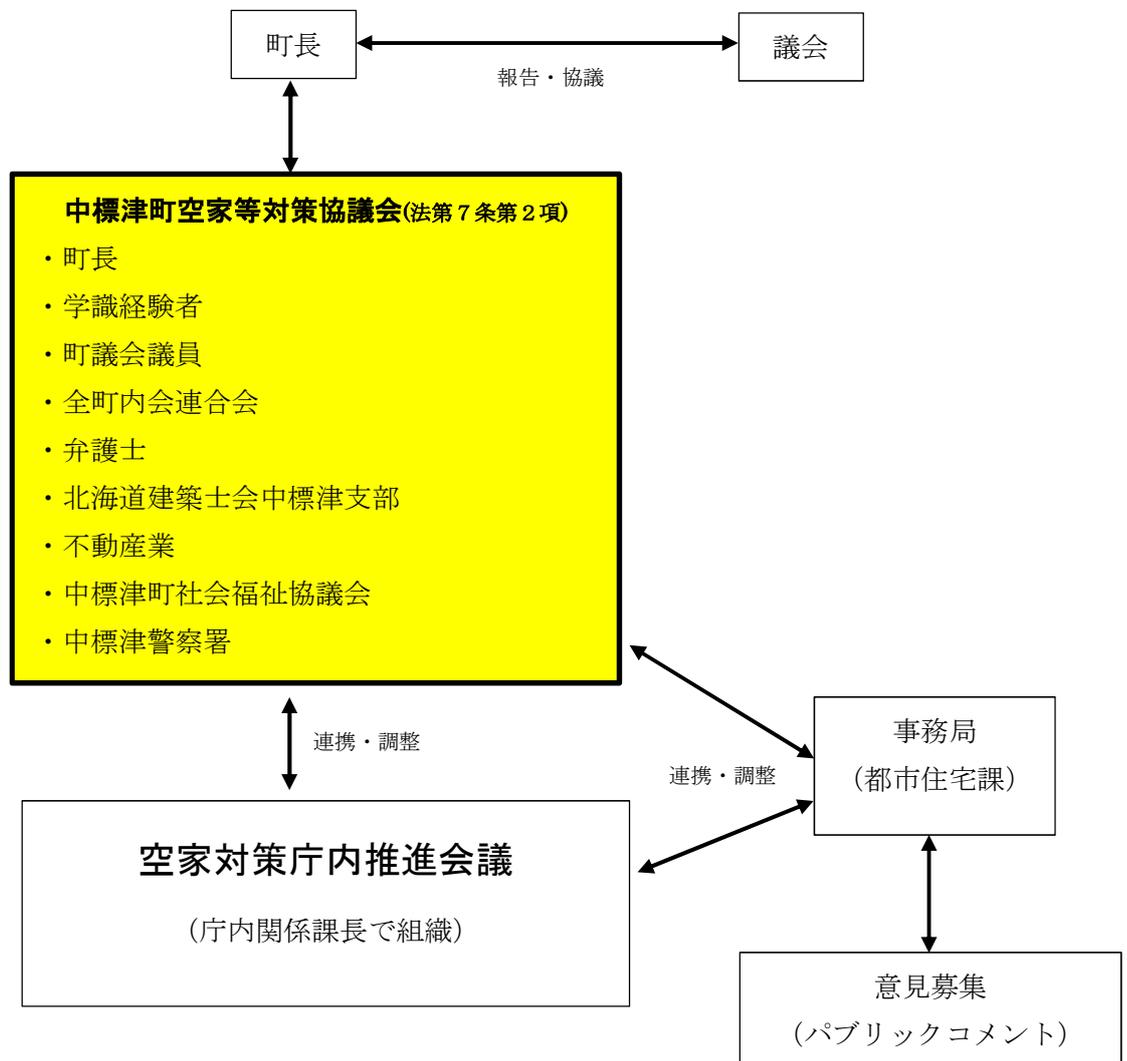
(1) 策定体制及び全体スケジュール

(2) 中標津町空家等対策計画策定に向けて

8 その他

9 閉 会

中標津町空家等対策計画策定体制



平成二十六年法律第二百二十七号

空家等対策の推進に関する特別措置法 (抜粋)

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○中標津町空家等対策協議会設置要綱

令和4年4月1日要綱第29号

中標津町長 西 村 穰

中標津町空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)

第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施にあたり必要な事項を協議するため、法第7条第1項の規定に基づき、中標津町空家等対策協議会(以下、「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等に対する措置の方針並びに実施に関すること。
- (3) 法第12条に規定する所有者等による空家等の適切な管理の促進に関すること。
- (4) その他空家等に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は15人以内で組織する。

- 2 委員は、町長のほか法第7条第2項に規定する者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

- 2 会長は協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長は緊急の必要があり協議会の会議を招集する暇がない場合、その他やむを得ない理由がある場合は、議事の概要を記載した書面等を委員に送付し、期日を指定した書面で意見を聴き、又は賛否を問い協議会の会議に代えることができる。
- 4 書面による協議は、書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市住宅課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は協議会が別に定める。**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。

空家等対策推進に関する特別措置法の施行状況（R3.3.31時点）

資料 1 - 3

1. 空家等対策計画の策定状況

	市区町村数	比率
既に策定済み	1,332	77%
策定予定あり	273	16%
令和3年度	110	6%
令和4年度以降	14	1%
時期未定	149	9%
策定予定なし	136	7%
合計	1,741	100%

2. 法定協議会の設置状況

	市区町村数	比率
設置済み	907	52%
設置予定あり	271	16%
令和3年度	77	4%
令和4年度以降	8	1%
時期未定	186	11%
設置予定なし	563	32%
合計	1,741	100%

3. 空家等対策計画の策定状況（北海道）

空家等対策計画の策定状況				法定協議会の設置状況			
策定済み	策定予定	時期未定	策定予定なし	設置済み	設置予定	時期未定	設置予定なし
110 (61.5%)	34	15	20	74 (41.3%)	10	24	71

札幌市	函館市	小樽市	旭川市	室蘭市	釧路市	帯広市	北見市	夕張市	岩見沢市
網走市	留萌市	苫小牧市	稚内市	美唄市	芦別市	江別市	赤平市	紋別市	士別市
名寄市	三笠市	根室市	砂川市	登別市	恵庭市	伊達市	北広島市	石狩市	北斗市
当別町	松前町	福島町	知内町	七飯町	鹿部町	森町	八雲町	上ノ国町	乙部町
今金町	せたな町	島牧村	寿都町	黒松内町	蘭越町	二セコ町	喜茂別町	倶知安町	岩内町
古平町	余市町	由仁町	長沼町	栗山町	新十津川町	妹背牛町	秩父別町	雨竜町	北竜町
鷹栖町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	中富良野町	南富良野町	下川町	幌加内町
増毛町	苫前町	羽幌町	天塩町	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	利尻町	美幌町
津別町	小清水町	湧別町	滝上町	西興部村	大空町	壮瞥町	白老町	厚真町	洞爺湖町
安平町	むかわ町	新冠町	浦河町	様似町	新ひだか町	音更町	士幌町	新得町	広尾町
池田町	豊頃町	本別町	足寄町	陸別町	浦幌町	厚岸町	浜中町	弟子屈町	別海町

中標津町空家等対策計画策定スケジュール（予定）

令和4年度	令和4年										令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
委託業務期間		→											
空家等対策協議会			①6/23		②			③			④		
都市計画審議会				①				②					
景観審議会				①				②					
議会・委員会								委			委		
町民ワークショップ					○								
庁内推進会議			①6/16		②			③		④			
パブリックコメント									→				
計画素案作成		→											
計画案作成								→					